

# 令和5年第2回千葉市議会定例会議案

議案第62号乃至第70号

令和5年6月



令和5年第2回千葉市議会定例会議案  
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
62	令和5年度千葉市一般会計補正予算(第3号)	別冊
63	令和5年度千葉市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
64	千葉市市税条例の一部改正について	1
65	千葉市保健所条例の一部改正について	5
66	千葉市環境保健研究所条例の一部改正について	6
67	千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部改正について	7
68	財産の取得について(消防防災ヘリコプター)	9
69	工事請負契約について(蘇我球技場音響設備外改修工事)	10
70	和解について	11

議案第 6 4 号

千葉市市税条例の一部改正について

千葉市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 7 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和 4 9 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改める。

第 3 0 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 5 条第 4 項中「附則第 1 5 条第 1 5 項本文」を「附則第 1 5 条第 1 4 項本文」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項」を「附則第 1 5 条第 2 8 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。  
13 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 5 条の 2 を削り、附則第 5 条の 3 を附則第 5 条の 2 とし、附則第 5 条の 4 から附則第 5 条の 7 までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則第 5 条の 8 第 3 項を削り、同条を附則第 5 条の 7 とする。

附則第 6 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中

「令和2年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ（ア）中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ（ア）中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第9条の3を附則第9条の4とする。

附則第9条の2中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同条を附則第9条の3とし、附則第9条の次に次の1条を加える。

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額)

第9条の2 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条第1号エの改正規定及び次条第1項（この条例による改正後の第30条第1号エに係る部分に限る。）の規定は、令和5年7月1日から施行する。  
(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の第30条第1号エ及び附則第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第5条の2及び附則第5条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。



## 議 案 説 明

地方税法等の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の税額の特例割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を延長するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 65 号

千葉県保健所条例の一部改正について

千葉県保健所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 7 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県保健所条例の一部を改正する条例

千葉県保健所条例（昭和 63 年千葉県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、第 2 条の表中「千葉県美浜区幸町 1 丁目 3 番 9 号」とあるのは、「千葉市中央区問屋町 1 番 35 号」とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

当分の間、保健所の位置を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第66号

千葉県環境保健研究所条例の一部改正について

千葉県環境保健研究所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月7日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県環境保健研究所条例の一部を改正する条例

千葉県環境保健研究所条例（平成4年千葉県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「千葉県美浜区幸町1丁目3番9号」を「千葉県若葉区大宮町3816番地」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

環境保健研究所の位置を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第 6 7 号

千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部改正について

千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

令和 5 年 6 月 7 日 提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県スポーツ広場設置管理条例（昭和 6 2 年千葉県条例第 2 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

千葉県幕張西スポーツ広場	千葉県美浜区幕張西 6 丁目 1 番地 3
--------------	-----------------------

別表第 1 に次のように加える。

千葉県幕張西スポーツ広場	野球場
	多目的広場

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

1 庭球場使用料

区分	1 面、2 時間につき
一般	6 3 0 円
小・中・高校生	4 6 0 円

2 千葉県幕張西スポーツ広場野球場使用料

区分	2 時間につき
一般	1, 4 4 0 円
高校生	6 9 0 円
中学生以下	4 6 0 円

3 千葉県幕張西スポーツ広場多目的広場使用料

区分	2 時間につき
一般	8 6 0 円
高校生	4 3 0 円

## 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1条の表に規定する千葉市幕張西スポーツ広場に係る指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

~~~~~

## 議 案 説 明

新たに、幕張西スポーツ広場を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第68号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年6月7日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 取得財産 消防防災ヘリコプター
  - (1) 機種 レオナルド社製 AW169型
  - (2) 機数 1機
- 2 取得予定価額 1,779,800,000円

~~~~~

議案説明

消防防災ヘリコプターを取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第69号

### 工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月7日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名称 蘇我球技場（フクダ電子アリーナ）音響設備外改修工事
- 2 施工場所 千葉市中央区川崎町1番地20
- 3 工事概要 (1) 音響設備一式  
(2) 拡声設備一式  
(3) 仮設工一式  
(4) 撤去工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 407,000,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から260日間
- 7 請負者 千葉市花見川区作新台4丁目16番10号  
株式会社橋本電業社  
代表取締役 橋本 淳

~~~~~

### 議案説明

蘇我球技場音響設備外改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第70号

和解について

市は、次のとおり和解するものとする。

令和5年6月7日提出

千葉市長 神谷 俊一

### 1 相手方

東京都千代田区大手町2丁目3番1号

日本郵便株式会社

代表取締役 衣川 和秀

### 2 事案の概要

- (1) 市は、千葉中央コミュニティセンター地下1階に所在する事業所（以下「本物件」という。）を相手方に対し令和6年3月31日まで賃貸する契約（以下「本契約」という。）を締結している。
- (2) 市は、千葉中央コミュニティセンターの再整備を予定していることから、相手方に対し立退料を支払うことを条件に本物件から退去することを求めた。

### 3 和解条項

- (1) 市及び相手方は、第17号に規定する千葉市議会の議決を得た日をもって本契約を解約することに合意する。
- (2) 相手方は、市に対し、令和6年3月31日（以下「明渡期限」という。）までに本物件を明け渡すものとする。
- (3) 相手方は、明渡期限までに、相手方の所有する備品その他の動産であって、建物との分離が容易なものを相手方の責任と費用負担により搬出した上で、本物件を市に明け渡すものとする。
- (4) 相手方は、相手方が本物件内に付設した造作、附属設備その他相手方の費用をもって設置した物品、備品等について、市に対し買取りの請求を一切行わないものとする。
- (5) 相手方が明渡期限後において本物件に残置した相手方の所有する

備品その他の動産（以下「残置物」という。）については、相手方はその所有権を放棄したものとみなす。

- (6) 市は、残置物を自由に処分することができるものとする。この場合において、相手方は、異議その他名目の如何にかかわらず、何らの請求、申立て等を一切行わないものとする。
- (7) 市が残置物であって、建物との分離が容易なものを処分するに当たって費用が生じたときは、市は、その費用を相手方に請求することができるものとする。
- (8) 市は、本物件の明渡しが完了したことを確認したときは、相手方に対し、立退料として9,047,869円を支払うものとする。
- (9) 市は、前号の立退料について、相手方による請求を受けた日から30日以内に相手方の指定する預金口座に振り込むことにより支払うものとする。
- (10) 相手方は、本契約の解約日の翌日から明渡期限までの間においては、本契約の解約日の翌日から本物件の明渡しが完了する日までの期間に係る本契約における賃料、共益費及び電気料金等の諸費用の額に相当する額を、本契約の例により、市に対し支払うものとする。
- (11) 相手方は、本物件を明渡期限までに明け渡さないときは、その理由の如何にかかわらず、違約金として、明渡期限の翌日から明渡し完了する日までの期間に係る本契約における賃料の倍額並びに共益費及び電気料金等の諸費用の額に相当する額を市に対し支払わなければならない。
- (12) 相手方は、本物件の明渡しの遅滞により市に前号の違約金の額を超える損害が生じた場合、同号の違約金の支払により当該損害に対する責任を免れるものではない。
- (13) 市は、違約金を立退料と相殺することができるものとする。
- (14) 本契約と本和解条項とで定めが異なる事項については、本和解条項の定めが優先する。
- (15) 本和解条項に定めのない事項については、本契約の定めに従うものとする。
- (16) 市及び相手方は、本件に関し、本契約及び本和解条項に定めるほ

か何ら債権債務のないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても異議を申し立てないことを確約する。

- (17) 本和解条項は、千葉市議会の議決を得たときに効力を生ずるものとし、千葉市議会の議決を得られなかったときは無効とする。その場合、市は一切の責任を負わないものとする。



#### 議 案 説 明

和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。